

11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動期間



毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

内閣府が行った調査では、約5人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあるとの結果があり、DV（ドメスティック・バイオレンス）は身近なところに存在します。

DVとは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から受ける暴力で、なぐる・けるなどの身体的な暴力のほか、精神的・性的・経済的・子どもを利用した暴力なども含まれます。

どんな理由があっても、暴力は決して許されるものではありません。

この期間を機会に、男女の対等なパートナーシップや暴力のない人間関係の築き方について考え、私たちみんなが暴力のない社会をつくりましょう。

【相談窓口】

相談無料・秘密厳守します。一人で悩まないでご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

○福岡県あすばる女性相談ホットライン

Tel 092-584-1266

9時～17時、金曜日は18時～20時
30分も可（祝日を除く）

○福岡県配偶者からの暴力相談電話

Tel 092-663-8724

月～金曜日…17時～24時
土・日・祝日…9時～24時

○配偶者暴力相談支援センター

（保健福祉環境事務所）

配偶者からの暴力相談専用電話）

Tel 0942-34-8111、
Tel 0946-24-5780

月～金曜日…8時30分～17時15分
（祝日を除く）



第5回人権セミナー

男女共同参画推進事業 DV防止講演会

DVは身体的暴力ではありません。精神的DVは身体的な傷が残らないため、加害者も被害者本人も自覚がない場合が多いといわれています。

身近な問題として精神的DVを理解し、どう向き合えばよいか考えてみませんか。



◇日時 11月21日（水）19時30分～21時

◇会場 うきは市民センター3階 小ホール
（うきは市浮羽町朝田 582-1）

◇演題 殴らなくてもDV？
～大切な人の心を傷つけないために～

◇講師 NPO 法人レジリエンス 副代表理事 西山 さつき さん

◇託児 無料（3日前までに要予約）

◇入場料 無料（申込不要）



◇主催 男女共同参画推進室、人権・同和対策室

●問合せ 男女共同参画センターだんだん Tel 77-2681（平日 9時～17時）